

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する 法律に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 平成28年4月1日～平成32年3月31日の4年間

2 内容

目標:有給休暇取得率を50%以上とする。

3 今後4年間の主な取組み

○ 組織全体・部署ごとの数値目標の設定と徹底的なフォローアップ

4 取組実施時期 平成28年4月1日～

目 標 数 値 有給休暇取得率50%以上

### 女性の活躍に関する情報の公表

公 表 項 目		
採用した労働者に占める女性労働者の割合		71.4%
男女の平均継続勤務年数の差異	男性	19.9年
	女性	20.1年
管理職に占める女性労働者の割合		54%

(平成28年3月31日現在)